

観 産 第 1 4 1 号
平成30年5月30日

各都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（産業政策担当）

旅客室を有する船舶を活用した宿泊施設における無窓の客室の取り扱いについて

標記について、別添のとおり厚生労働省より各都道府県等あて通知がありました。旅行業者は旅行者に対し、イベントの開催期間（前後の数日を含む。）に限定して、無窓の客室を宿泊施設として案内する場合、下記事項を契約時に知らせる必要があります。

については、各都道府県におかれましては、登録旅行業者に対しその旨を周知いただき、遺漏なく取り扱われますようお願いいたします。

記

1. 通知の条件を満たす無窓の客室であること。
2. イベントの開催期間（前後の数日を含む。）に限定した措置であること。
3. 外国船籍の船舶に宿泊の際、身分証（パスポート、運転免許等）の提示を求められる場合があること

以 上